

2 策定にあたって

✚ (1) 国の動向

国は、2001年（平成13年）12月に「文化芸術振興基本法」（資料76ページ参照）を制定し、文化芸術の振興について基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明確にしました。

これを受け政府は「文化芸術の振興に関する基本的な方針」として、2011年（平成23年）2月に「第3次基本方針」を閣議決定しました。

この「第3次基本方針」では、文化芸術は「人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの」とであると同時に、「誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である」とされ、さらに「創造的な経済活動の源泉であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの」と位置付けられ、「心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな『文化芸術立国』を目指すべきである」としています。

このような中、2014年（平成26年）3月に文化庁が公表した「文化芸術立国中期プラン」では、我が国の「世界に誇る日本各地の文化力」を生かしながら、2020年（平成32年）までには、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化し、「世界に尊敬され愛される文化の国」をめざすとしています。

✚ (2)策定の目的

文化・芸術はとても大きなパワーを持っています。

それは、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感の醸成を後押しするものです。

こうしたパワーは、これまでも市民の文化・芸術活動を通じて、それぞれの暮らしに活かされてきていますが、近年の少子高齢化の進行や産業構造の変化に伴うサービス産業の拡大、地方分権・国際化の進展などにより、都市の賑わいづくりや地域経済の活性化に寄与するという新たなパワーの発揮への期待が高まってきています。

このような中、本市は、2013年（平成25年）の新たな市民の文化・芸術活動拠点となるホルトホール大分の開館を絶好の機会と捉え、市民と行政が一体となって多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに文化・芸術の有するパワーを最大限に活かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりをめざし、その指針となる本プランを策定するものです。



<ホルトホール大分>

✚ (3)プランの位置づけ

「2020 わくわく大分 文化・芸術ゆめプラン」は、本市の最上位計画である「大分市総合計画」に掲げる「基本的な政策」に関する方針や方向性を、関係する各種個別計画との整合性を図りながらまとめたものです。

✚ (4)対象とする文化・芸術の範囲

本プランが対象とする文化・芸術は、文化芸術振興基本法に示されるものを基本に、本市の特性と可能性を踏まえたものとします。

具体的には、音楽、舞踊、演劇、美術、生活文化、芸能、歴史・文化財、祭り・イベント、スポーツ、その他（食文化・景観・建築物）です。

